

第71号議案

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則等の
廃止について

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則等を
廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則（昭和47年滋賀県教育委員会規則第4号）
- (2) 滋賀県立近代美術館管理規則（昭和59年滋賀県教育委員会規則第7号）
- (3) 滋賀県立琵琶湖博物館管理運営規則（平成8年滋賀県教育委員会規則第11号）
- (4) 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則（昭和61年滋賀県教育委員会規則第15号）
- (5) 滋賀県文化財保護条例施行規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第7号）
- (6) 滋賀県出土文化財管理規則（平成12年滋賀県教育委員会規則第20号）
- (7) 滋賀県銃砲刀剣類登録審査委員の定数等を定める規則（平成12年滋賀県教育委員会規則第21号）
- (8) 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例施行規則（平成4年滋賀県教育委員会規則第7号）
- (9) 滋賀県埋蔵文化財センター設置規則（昭和55年滋賀県教育委員会規則第6号）
- (10) 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例施行規則（昭和45年滋賀県教育委員会規則第8号）

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。